

## 平成27年度 第2回 倉敷情報学習センター運営審議会 議事録

日時 平成28年2月17日(水) 10:00~12:00

場所 ライフパーク倉敷 音楽練習室

(委員) 平松 茂, 谷 佳世(欠席), 三輪 千明, 岸下 美恵, 永瀬 芳弘  
河村 智正, 森本 裕文(欠席), 藤原 聡, 三宅 健一郎, 藤田 哲彦  
(事務局) 藤原教育次長, 岡崎参事, 内海副参事  
山口情報学習センター館長, 畑中主幹, 林主任, 鷺田主任, 難波主事

### 1 開会のあいさつ(教育委員会)

今朝より、情報学習センター運営審議会にお集まりいただきありがとうございます。日ごろからご理解とご尽力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。先週金曜日に倉敷市長より教育大綱というのが発表されました。教育委員会ではなく倉敷市長が平成28年から5年間倉敷市の教育、学校教育、社会教育を含めた教育理念のようなものであります。その中でキーワードが「倉敷を誇りに思う人づくり」。人づくりを中心に頑張っていこうではないかということです。教育委員会としても、人づくりを中心に今後頑張っていきたいと考えております。人づくりと申しましても、その中で今回のICTは、欠かせない存在になっています。現在、ハード面ではネットワーク環境、パソコン、タブレット等の機器、ソフト面では、大きいものでは校務支援システム等、また、職員研修も含めて様々な予算要求をしている。

情報学習センターは、教育委員会のICT推進の中心的存在です。本審議会では、忌憚のないご意見を聞かせていただいて、より一層ICTの推進をはかってまいりたいと思いますので、宜しくお願いします。

### 2 出席者の紹介

- (1) 委員
- (2) 教育委員会

### 3 各委員あいさつ

(委員長)

日ごろ情報モラルの内容で、よくお話をさせていただいております。どうも起きている問題は、学校内ではなくて、家庭で起きているようです。その家庭の保護者への教育はしないまま、今日になっているというのが原因なのです。情報社会は、どんどん進展していますので、指導者の先生方も親御さんもわからないまま、いろいろなことが起きているようです。つい先ごろも、携帯で撮ったものが流出しているということで、どうにもならないことが起きています。

子ども達に情報セキュリティ、情報モラルに関する内容を指導していくのは至難の業だと思いますが、情報社会の進展に合わせて、そういう教育を本格的に進めていかなければ、とんでもない社会になるなと思いつながら毎日暮らしております。どうぞよろしく申し上げます。

(委員)

審議会は、前回と今回で2回目になりますが、この分野が専門ではないので、詳しいことは分からないことが多いのですが、一般の市民の目線からも含めて色々考えていきたいと思つています。

(委員)

前回参加させていただき、幼稚園で出来ることは何か、保護者に伝えられることは何か、職員で学んでいくことは何かということについて、基礎の部分を教えていただいたように思います。今回も、様々な情報を聞かせていただけたらと思います。

(委員)

小教研・情報教育部会に所属しており、小学校教育における情報教育の視点から、幾分かでもお話に参加させていただければと思っています。

(副委員長)

中教研・情報教育部会の顧問校長として、学校教育の現場の立場からの意見がお伝えできればと考えています。

(委員)

公民館等生涯学習施設から参加させていただいています。合計3年間、この会に来させていただきましたが、あと1か月半で定年退職を迎えますので、これが最後の会になろうかと思っています。

(委員)

委員長が言われた通り、情報はモラルというか自己管理の世界になってしまうのですが、情報は目に見えないものなので、管理が大変だというのが倉敷市の情報政策課の立場としても問題にしています。扱っている情報をいかに管理するかというのが本当に難しい話だと思いますので、今日その手の話ができればいいと思っています。

(委員)

指導課にて情報担当を本年度からさせていただいています。今回は所用で欠席させていただいたのでこの場に出るのは初めてになります。指導課、教育委員会の方ではいろいろと課題はあるのですが、学力向上というのが一つの大きな課題になっております。情報教育はもちろんですが、情報教育(ICT)を活かして学力向上に、なにかつなげられるようなことはないかという視点で参加させていただけたらと思っています。

(委員長)

本日の議題は、セキュリティポリシーに関する内容がありますが、セキュリティというのは、トレードオフの関係にあり、固くすれば守れるようですが、がちがちになって立ち上げるときからお辞儀して始めるというようなそんな感じになるわけです。使い放題となれば、今度は自由ですが責任というのが考えられる。その自由と責任というリスクということですが、そういう所の立場を先生方が分からないと何のためかわからなくなります。業務でやっていることは、公務員でありますから、その仕事については、全部責任を負うということ。情報を使っているときの責任を自覚すること。これから策定されようとしている情報セキュリティポリシーがどのようなものなのかを知らないで「なんでこんな面倒くさいことをするのだ」という話だけで終わってしまう。ずっとお話ししてきているが、そういう形で守れるものと、知らないから「知ったら守れること」ということですね。人間だからどうにもならない物を守っていくという三つあると思うのです。セキュリティポリシーとかを策定していく中で、「ご存じない方にお伝えする」という機能がひとつある。知っている方は当然だと思うのです。ですから、またかとい

うことになりませんが、知らない方にも啓発していくということの働きがある。二つ目は、自動的にポリシーを固めていけば、「安全性が若干高まる」というような部分の安全管理ということ。それから、これに関する「人づくり」というか、人間を作っていくかといけないので、それがどのようにできるかということでございます。いくらセキュリティポリシー高めて知識を与えても人だからやってしまうところを、どのようにするかを考えることかと思えます。

もうひとつ、情報教育には、二つありまして、「情報機器を使っていることが情報教育」という考え方、ICT活用教育みたいな部分と「『情報』とは、一体何なのだ」、目に見えない物、子ども達が使っている情報の中にもレベルがたくさんありまして、「気に留めなくてもいい情報」がたくさん流れているものと、「いるもの、探し求める情報」みたいな重要度がある。昔は本という物は一定以上の重要度があったものが書かれていたのですが、それがもう、ネット上には、情報がダラダラ流れていますので、そういったところの「情報の意味」みたいなものも情報教育で教えていかなければと考えます。機器を活用すればどうだというような論議になっているのがさみしいなと思えます。「情報そのものを考えていく部分」と、「ICTという機器を使う部分」と意識を分けていかないといけない。

どうやってポリシーを固めていくかというような大きな考え方みたいなもの、「教えて差し上げること」と「守ってあげること」と「使う時に人として、マナーとして人らしい使い方」といいますかそういう事を考えながらできたらいいと思えます。

(副委員長)

すでに議題内容に関する非常に重要なことがたくさん出ておりまして、そういう重要な事をどういう風に、たとえば学校長であれば学校教育の現場におろしていくのか考えたい。先日、今度入学する小学校6年生の保護者を対象に進学説明会を開催したが、ひとことであれば、中学校への適応ということでいろんな情報を提供したり、質問を受けたりすることが通例でした。ここ数年は必ず「情報モラル」に関する家庭向けの講習を入れていきます。小学校でも実践して下さっていると思えますが、情報機器の使用頻度が中学校入学と同時に上がるということも考えながら、どちらかという家庭教育向けに市の情報モラルコンテンツを利用させていただいています。始めたころは非常に違和感を感じやりましたが、最近はそのあたり前、やって当然、提供する情報としてもメニューの中に入っている。保護者の方は、理解度の差がものすごく激しいのですが、よく知っておられる方は本校の職員の説明に対してうなずき、当然だというような表情も見られますし、初めての方はびっくりされているという実態でした。このようなことがどんどん進められていく中で、少しでも良い方向に向かって行けるのではないかと思います。

#### 4 議題

##### (1) 平成27年度ICT活用状況について

(事務局より 平成27年度ICT活用状況について報告)

(委員長) ご意見等があれば発言をお願いします。

(副委員長)

教職員同士の授業参観において、活用状況について学校の一例として、印象的な授業の例として、二つの授業がある。ひとつは「ICTを上手に効果的に活用した授業」、ひとつは「生徒の活動が取り入れられた授業」である。これらは、学力向上を目指したり、意欲的に学習したいという授業になったりしている。その二つがマッチしたのが、子どもの活動する中でICTを活用す

るという授業と思う。英語の授業では、デジタル教科書などを日々の授業において活用し、子ども達の全体の活動をうまく促している。また、理科の授業では、デジタルコンテンツを上手に活用し、教師の説明だけではなく、実際に目で見る、動いている物を見る（通常ではみることができないものを見ることも可能）ことがあり、効果的に活用されているという実感を持っている。

（委員）

小学校においても、学校間での幾分かの格差のようなものがあるかと思うが、ICTのハード面に加え、様々なソフトウェア、デジタルコンテンツを利用というのが日常的になっていると感じている。一昔前は、ICT活用については、「よし、今日は使うぞ!」という発言が教員の中から聞こえていた。しかし、最近では、そういうこともなく普段から日常的に必要なに応じて使用をしていくことが、現在の小学校教育の中に、なじんできていると感じている。

極端なたとえばかもしれませんが、黒板とチョークが最初に発明されたときには、どう活用するかとか試行錯誤があったかと思います。今では、普段使う道具として世界中に浸透しているといってもいいのではないかと思う。ここ何年来の倉敷市の状況、小中学校でのICTの活用が、広く浸透してきていて普段のツールとして、あるいは教材として使用できるようになってきていると感じている。今後、次の学習指導要領等にて、アクティブラーニングや子ども達の資質能力の開発等、育成ということに重点が置かれているが、そういう中で情報活用能力という力を付けていく、資質を高めていくというのが、これから次期学習指導要領でも重点が置かれる部分ではないのかと思っております。

情報活用能力的な面、そういう点では、一層、情報教育、ICTの活用ということに重みが増してくるのではないかと感じているところです。

（委員）

活用すればするほどICTというのは具体化してくるので、イメージすることがなくなってくる。お友達の話聞いて、お友達が何を言おうとしているのかということとじっくり聞いてあげることがとても大切だという面がある。幼稚園では、お話を聞いてイメージを膨らませるということは、園児にとって大切な作用があると思う。しかし、見せてしまうと、「あ、そんなことか」と思ってしまい、友達が言った時に文字でなければ理解しない、ということになってしまうと困る。言葉によるニュアンスが伝わらない。

そうした意味で、「週に数回使う」のがいいのか、「毎日使う」のがいいのか、頻度でみることに意味があるかどうか考える必要があるのではないかと。私たちはどんな教育を目指しているのかが大切です。

ある時は、「分かりやすい教育」を、ある時は「じっくり考えイメージしていくような作業をたくさんもっていく」というような授業があります。このように何を求めているのかよくわからないといけない。使うことを求めるのかなと思い、少し心配になりました。

（事務局）

必ずしも活用率100%を求めるということではないのですが、活用することで、分かりやすい授業の推進を進めたいと考えている。ICTを、適宜、必要な時に必要なところで使っていくことが大事であると考えている。必ずしも、毎回の授業でICT機器を使うということが最善ではないと考える。やはり本物を扱うことが一番大事ということが根本にある。先生方には、そのあたりを見極めながら使っていただけるよう啓発していく必要があると感じている。

(委員)

今の話に関連しまして、仕事柄よく授業を見に行かせていただくことがあるのですが、その際に、先生方のICT機器活用率も上がってきており、じっくり考えさせるところとICT機器を活用しながら見てごらんというところを割と上手に使い分けてきていると感じる。特に、事務局の説明の中で言われていた、「子どもが自分のノートを見せて、友達に伝える」という場面では有効に使われているのではないかと思います。

PISA型学力に注目が集まっているが、言葉と図とグラフ等を関連付けて説明したりする力、あるいは、それを考える力というものを割とクローズアップされ求められている。そのようなときに、やはり「グラフのこの部分が・・・」と口で説明しても伝わらないところがあります。それを教材提示装置などのICT機器を使ってノートを見せることによって非常に分かりやすく説明する。逆に言うと、子どもにもプレゼン能力を求められていると思う。そのようなところで有効に少しずつできつつあると感じている。ただし、説明の仕方については、これから子ども達にも指導していく余地があると感じている。

(委員長)

委員長の取り越し苦労といった感じでしょうか。

(委員)

幼稚園はICT機器を一切使っていないくらいの教育をしていると思うのですが、実際に触れること、見たりすることが幼稚園の時期はたいへん大事だと思う。反面、家庭の方ではいろんな情報機器やメディアがあり、活用されているご家庭もある。現在、ICT機器や方法がいろいろある中で、幼稚園には、学校に備えられているようなものがあまり無い現状がある。幼稚園教育の良い物を残しながら、教育の一端で、効果的に使えるものがあれば使いたい。良い物が取り込めれば幼稚園教育の中でも子どもに有効に活用できるので、お願いしたいと思う。

(委員)

平成28年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)が施行されます。小学校など公共機関については、対応が義務付けられるというのを聞いています。その中の合理的配慮というのが取沙汰されていますが、ICT活用という点で、数は多くないかもしれないが、例えば、保護者から要求が出た場合、どのように対応していくかということが、今後課題になるのではないかと思います。学校教育でのICT活用を進めていく情報学習センターにおいても、対応を考えることや情報収集をしていくことが必要となるのではないかと。

(委員)

合理的配慮ということで、この4月からそういったことが、特に求められてくるということがあると思う。足が不自由なお子さんがいて、エレベータを付ける予算がないとなると、「教室が2階のところを1階にしましょう」ということが合理的配慮になるのかと思う。なんらかの社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことだと思う。そうした配慮をこれから考えていかないといけない。情報教育においても、例えば、発達障害のお子さんにおいて、言葉で十分に伝えられないということに配慮して、視覚優位なお子さんには、視覚に訴えるような配慮をすること。このようなことが、一層求められていくのかと思っています。

(委員)

うちの子はタブレットとかで写真を見たほうが理解できるから、機器を自由に持ち込ませてほしい、それがあれば学習できるというときには、セキュリティポリシーとの関係もあるかと思いますが、学校としてすぐに許可になるのか、個々によって違うとは思いますが、今後そういった問題が委員会の中で起こってくるのではないかと思う。色々検討なさっていることと思いますが、何かあれば教えてください。

(事務局)

現在、「障害者差別解消法」に対する具体的な検討まで至っていない。本日、教えていただいたことを考慮しながら検討したい。

(委員)

わたくしのところに、耳の不自由な方が勤務されている。以前、その方が情報担当の方とやりとりしていた。耳が不自由なので、周囲は配慮してくださってはいるけれど、紙に書いてきちんと教えていただくこと、手で合図するとかの配慮など、もう少しよくわかるようにしてほしいことを、本人が訴えているのを聞いた。まったくそうだと思う。

平成27年度研修の報告と平成28年度研修計画について

(事務局より説明)

(委員)

研修内容についてですが、ユニバーサルカラーデザインというのがあります。コンテンツの色合いで色弱の方は色が見えなくて境が分からないということがある。そういう事を知っておくだけでも違うと思うので、そうした内容の説明が入っていればいい。

(委員)

情報モラルや情報セキュリティの研修が幼稚園でも必要ということで、平成28年度研修計画に対象にしたものが入っているのがいい事である。しかし、実際には管轄が違う保育所についてですが、同様な情報発信が必要になっている。認定こども園が出てきている状況も踏まえて、行政の方でも柔軟に対応していただいて、保育所の方も対象に含めていただいて対応していただくことはできないか。また、来年度については、幼稚園対象の情報セキュリティに関する研修がないと見受けられる。どこかで実施の可能性があれば考えていただけたらと思う。三つ目に実際にホームページの作成更新を学校単位でやることで、担当の先生のご負担はどうなっているかと懸念している。特に幼稚園や保育所ですと、そういったことに長けた人は非常に限られていると思いますので、担当者に対するサポート体制というのはどうなっているか。

(事務局)

保育所ということですが、管轄の問題もあるとは思いますが、もしも求められるようであれば検討したい。即答はできないので所管と相談しながら進めたい。幼稚園のセキュリティ研修については、情報モラル研修の場の中で扱うことができると考えている。また、内容を検討しながら、次年度の計画の中に落とし込んでいきたい。ホームページの更新の件ですが、従来は、ホームペ

ージビルダーというソフトウェアにて更新作業をしていただいていた。それぞれの学校園で独自に工夫されていたが、フォルダ構成や管理が上手く引き継がれないために更新が滞るということが頻繁に起こっていた。今年度からのCMSという仕組みにしたのは、従来の管理方法から少しでも簡易に更新できるようにすることを目標として導入している。また、サポート体制は、次年度も引き続き手厚いサポートをしていく予定である。

(2) セキュリティポリシー策定計画について

(事務局より説明)

(委員)

情報セキュリティについて、「意識を向上させる」というのがあったが、研修の成果を把握していかないといけないと思うが、どのような形で成果を把握していくのか。

(事務局)

研修では、「意識の共有」を目的とし、意識がどのくらい変わったか、アンケートをとる方法がある。研修前と研修後での変化をみることで成果をみたいと考える。

本年度は、5年経験者(30名程度)の研修会のみでアンケートを取った。全体の傾向を把握するためには、より多人数からアンケートを実施する必要があると考えている。より良い方法を検討していきたい。

(委員)

どこの段階で実施するか、わからないのですが、児童生徒保護者と直接かかわる事なので、どこかの段階でPTA代表等を含めた話が必要かと思う。

(委員)

職員だけでなく、保護者の部分でどういう課題があるか、また、どの辺を意識してほしいかという部分も職員と一緒にあって同じように守っていくべきものや規則という物をきちんと分かってもらわないといけないのではと思う。職員自身も、知らず知らずに行っている部分があるため、まずは、「意識の共有」をしっかりとSTE1の段階で考えを持てるようにして、次に進んでいけば良いと思う。

(委員)

先ほどの、「保護者も含めて」という意図が理解できていないが、セキュリティポリシー自体はその組織が策定するものです。できた物は、もちろん保護者等へのネットでの公開とか、公にはしていくのは常識だろうとは思いますが、ポリシーを策定していく中で、「情報を守らないといけない」という考え方を保護者にも啓発していくというのは、情報モラルの面と同じだろうとは思いますが、ポリシーの策定あるいはその中身については、組織がもっておく指針的なものだと思うので、趣旨が違うのではないかと思う。その組織体を管理している情報を守るためのものなので、先ほどのご意見が十分に理解できなかったと思う。また、全ての学校園の教職員は、もちろん組織体の中の人員ですから、そこは「共通理解」をし、そこをカバーするようなポリシーにしていくなければならないと思う。

(委員)

保護者に、どの段階で関わっていただくのが適切か、というのは議論があるかと思う。色々な分野でポリシーを作成するという過程において、作った側が「これを作りましたので、これでやります」というだけではなく、策定過程において、ある程度の意見聴取をすることは、一般的な潮流になっていると思う。そうしたことから、それを実際にポリシーが策定される核となるような段階で取り入れるのか、問題意識等の段階でお聞きするのか、ということについては検討の余地があるかと思う。

(委員)

情報セキュリティポリシーは、市であれば市において一本のポリシーを作る。学校の場合、責任者は学校長になっている。学校単位でのポリシーレベルを作る場合、そうではなくて教育委員会として一本の共通ポリシーを作る場合とでは、差が出ると思う。学校の運営協議会などがあると思うが、そうした所で、「学校にて、このようなポリシーを作りました。」としたときに、地域によっては、IT関係に非常に得意な人がいる場合、「これでは、ちょっとぬるいですよ」ということを言われるかもしれない。地域によっては、「全然わからないからいいですよ」と素通りするかもしれない。そこで、多分レベル差が出てくると思う。そのあたりの意見をどう取り込んでくるかというのが、地元との折衝ということになると思う。セキュリティポリシーというのは、組織体が「どうやって情報を守ります」と宣言する意味合いが強い。こうしたことから、例えば「基本のレベルはこうですよ。」「うちの学校はこれに上乘せで、ここだけプラスしましょう」ということは、十分考えられる。基本は基本とし、「そのレベルまではみなさん一緒に担保しましょう」という、共通の項目として作るべきと思う。おそらく今回のポリシーは、情報学習センター側の方で作成されるのではないかと考えているが、そこをこれからの検討し、学校は市とは違うので学校単位の考え方があってもいいのではないかとと思う。もともとこれは、「何をするか」というのが基本方針にあるように、個人情報、お子さん保護者教職員を含めて、「どのように守りましょうか」という単純なところから入っていき、具体的に「こう守りましょう」というお約束の文面だと思う。情報セキュリティポリシーで一番厄介なのは、「守りましょう」というのが機械的に守れるものは、機械制御すれば良いのだが、これは人によって作用されることはない。しかし、人が絡むところ、例えばUSBの持出、書面の管理などは、必ず人の手が介する部分がある。「人の手が介するところを守ること」は、ずっと見張るわけにいかないのが非常に難しい。つまり、「ここは人の倫理観に頼るしかない」という現状があることは間違いない。そのことをどのように伝えていくか、「守らなければいけないのですよ」ということを「先生方に理解させる」というところが一番肝心ではないかと思う。ポリシーだけ作ればよいというのではない。その先をどう見据えて作るかが大切な問題であると思う。情報セキュリティポリシーを作る「目的は何か」という所をきちんと「みんなが知っておくこと」が大切と思う。学校の情報資産を守る事は、大切なことだと思います。一人一人がそういった認識をする事が大切と思う。ポリシーがあると職員もこれを拠り所にできる。そのような拠り所という意味では大切なのかなと思う。他の自治体が、どのようにされているのか調査することはどうだろうか。他の自治体の例を研究し、策定していく事が必要ではないかと思う。

(委員長)

セキュリティポリシーの一番簡略なポリシーというと、「ICTを使うときに安全に注意して情報を守りましょう」と一言で済みますが、それではいけない。人は、善人ばかりではなくて、つ



いついという人はいるから決めましようとなる。罰則というのも、なかなか難しい。そのため、罰則がないから守らなくてもいいということになってくると、倫理観に頼らないといけない。先生方の業務の煩雑さなどの現状を考えながら、「納得できつつ、守っていった方がやっぱり固い守りができる」というところへ落ち着かないといけない。むずかしい問題です。「どこへ書いている？ そんなことして何が悪い」と、つついそう思ってしまうことがあるため、なかなか難しいところがある。まず、他県の様子も調べながら、機械的なところは丁寧に書いて差しあげて、知らしめる。人が絡むところは問題点も考えながら、「それを守っていれば上手くいく」といった表現があったらいいのではないか。

#### (委員)

学校内でのポリシーなのか、教育委員会でのポリシーなのかというのもあるのですが、倉敷市立の幼稚園・小中学校を対象としたときに、倉敷市立であるから、その上層が情報政策課、倉敷市のポリシーがある。市長部局と学校・教育委員会とのポリシーとの切り分け部分や、関係づけということが根底のところについるのではないか。単独で倉敷市からのポリシーを逸脱すると、倉敷市が困るのではないか。市との連携をどう図っていくかということも、今後の課題ではないか。この位置づけをどこに持っていくのか。大変な作業ではないか。検討事項と思うが、そこをはっきりしないといけないのではないか。

また、学校が気を付けるべき留意点・注意点的な文言にポリシーという言葉を使うべきかどうかを考えることが必要ではないか。また、ガイドラインは、ポリシーとはどう違うのか、どうそれを切り分けていくのか。広く一般に公開したときに位置づけをはっきりしていなければ、誤解を生む可能性もあるのかなと危惧する。

また、案の中で、「情報」は学校へ保管している「個人情報である」とあり、情報資産ところでは、紙媒体の資産等も書いてある。何をもち「情報」と位置付けるのか。情報学習センターは、その中の「電子化デジタル化している部分だけ」なのか、紙ベースのものについての保管について触れるのかということにかかわってくる。情報学習センターだけでの任では耐えきれないのでないか。また、教育委員会全体の事の中での関わりとなり、紙などのファイルの扱いについてもこの中で触れることとなると、とんでもなく大変なことになりそうな気がする。扱うものの切り分けと今後の方向性について、ご検討いただければと思う。

また、配布資料に、「学校長が責任を負う」というのがあるのですが、「学校長がセキュリティ管理者を任命する」という文言があります。全責任者は学校長であって、管理責任者を別においてはいけないのではないかと思う。

#### (事務局)

市とのポリシーの整合性については、考えなければいけないことと思っている。学校現場ということを見ると、学校の全てに市のポリシーが適用できるのかということについては、十分検討していく必要があると考える。教育委員会として作るのか、学校のものとして作るのかというのがありますが、最終的には、学校のポリシーとして運用できるものが要るのではないかと考えている。

紙での情報の扱いを含めることをどうするのかということについては、先ほどの委員と同じことを考えており、紙媒体になると学事課等、他部署との調整ということになり、ご発言のように調整検討の必要があると感じている。また、情報セキュリティポリシーの作成を進めていく中で、文言等の使い方を含めて精査検討していきたい。

(委員長)

学校の特異性というのもありますので、先生方の評価を校長が論議したところ、市の職員の評価を先生方に当てはめようとして、幼稚園の方が困られたという話を岡山市で聞いたことがあります。学校には学校らしい情報があるとも思いますので、市全体のくくりを見ながら、学校独自の問題も出てくるかと思う。

ところで、セキュリティポリシーについて違反をしたら、最終的にどこで処罰となるのか。

(委員)

罰則規定は確かでない。人事で言えば懲戒の中での処分でしか今は対応できない。一般的に言えば民事裁判、民事訴訟の可能性はある。市でも、罰則規定はない。あくまでも、公務員という立ち位置でのものしかない。現在、ネットでの拡散というのが今一番問題になっており、ネットで拡散したら消せないというのが事実である。そうした場合、民間でも対象となっており、民事訴訟という案件になることを認識しないとイケない。罰則規定としては明文化されていない。

(委員)

個人情報の場合、情報資産の持っている価値を1000円と見るか2000円と見るかあると思うが、学校の場合でも、よく情報漏洩に関わる事故でUSB紛失や漏洩したという記事があるが、民事裁判で取り上げられて、賠償責任が発生したりしている事案があるのか。

(委員)

民事裁判の情報までは入手できていないが、無いとは言えない。そこは、あるものだという認識をもってやらないとイケない。

(委員長)

今後、訴訟の事、判例の事など情報提供いただければ参考になるかと思う。

## 5 閉会挨拶

平成28年2月26日

委員

藤原 聡



委員

永瀬 芳弘

